

甲賀市におけるこれからの中間支援組織のあり方に関する提言  
(たたき台)

令和 7 年 ● 月 (R70731 時点)

甲賀市市民参画・協働推進検討委員会

## はじめに

甲賀市まちづくり活動センターまる一むの運営開始から5年が経過するなか、市民活動団体との協働をさらに推進するにあたり、「中間支援組織」の機能や運営方法等について検討するため、附属機関である「甲賀市市民参画・協働推進検討委員会」にて、●回にわたり議論を重ねてきたところです。

これまでの議論の経緯等をとりまとめた「甲賀市におけるこれからの中間支援組織のあり方に関する提言」を以下に示します。

## 目 次

1. 本市における市民活動支援の経緯 · · · · · ●
2. 中間支援について · · · · · · · · · · ●
3. 現在の市民活動支援 · · · · · · · · · · ●
4. 現状の課題 · · · · · · · · · · ●
5. 充実が期待される取り組み · · · · · ●
6. 県内の状況 · · · · · · · · · · ●
7. 中間支援に期待すること · · · · · ●
8. めざすべき中間支援組織のあり方 · · · · ●
9. 参考資料 · · · · · · · · · · ●

甲賀市市民参画・協働推進検討委員会規則

甲賀市市民参画・協働推進検討委員会の審議経過

甲賀市市民参画・協働推進検討委員会委員名簿

## 1. 本市における市民活動支援の経緯

### 平成12年度 自主活動センター「きずな」、きずな運営協議会

○きずな運営協議会に市も関わりながら施設運営を支援しました。

### 平成17年度～平成20年度 こうか市民活動ネットワーク

○市の呼びかけで「甲賀市民活動ネットワーク」が発足、市補助金を活用して、市民や市職員が協働について学ぶセミナーを開催しました。

○市民活動支援のあり方に関する研究を行うとともに、3年間の活動と議論をまとめた「市民と行政が協働するまちづくりについての提案（平成20年7月）」が提出されました。

### 平成20年度 甲賀市協働のまちづくり懇話会

○こうか市民活動ネットワークからの提案を受け、区・自治会等の地域コミュニティや企業の代表者や見識者等で「甲賀市協働のまちづくり懇話会」を設置し、新たな“協働”について議論されました。

### 平成23年度 市民活動支援機能研究会の設置

○ボランティアセンター開設のため、市民活動支援機能研究を設置し、センターが持つべき機能等について検討されました。

### 平成24年度 あいこうか市民活動・ボランティアセンター

○研究会からの意見をもとに、社会福祉協議会に指定管理を行う市民活動ボランティアセンターの運営を開始しました。

○地域コミュニティ推進室とセンタースタッフが隨時協議の場をもち、課題を整理しながら運営しました。

#### ボランティアセンターの設置目的：

市民の自主的かつ主体的な公益活動への参加を促し、区・自治会や自治振興会、各種まちづくり団体、ボランティア団体、NPO法人等市民活動を行う団体を支援することにより協働のまちづくりを推進し、もってみんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市を実現するため

⇒社会福祉協議会への委託は平成30年度で終了。以降、市民活動支援は市直営となった。

#### 当時の課題※ヒアリングによる

- (1) 市民活動支援への考え方について、社会福祉協議会と市に差があった。
- (2) 行政が関与し過ぎたことで、公平性などに過敏となつた。
- (3) 地縁型（自治振興会、区・自治会）支援は難しかつた。
- (4) 個人情報の取り扱いなどに過敏となり、人的ネットワークを築くことができなかつた。
- (5) 施設管理のウェイトが重く、現場で市民活動団体と接することができなかつた。「施設管理」と「市民活動支援」の切り分けが必要であつた。
- (6) イベント斡旋、支援などがあつた。
- (7) 施設の立地環境に課題があつた。

## **平成25年度～平成27年度　自治基本条例策定委員会**

- 自治基本条例策定委員会を設置し、市民参画と協働を基本とする自治基本条例制定に向け検討（全22回開催）しました。
- 平成28年度に甲賀市まちづくり基本条例を制定されました。

## **平成29年度～平成31年（仮称）まちづくりコア・ステーション運営検討懇話会**

- 甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」については、開設後当面の運営は、市による公設公営とし、その後、市民活動団体の情報の共有化及び団体のネットワーク化を図る中で、中間支援組織による指定管理者に移行していくことが望ましいとの提言がありました。（平成30年8月提言）

## **令和元年度　甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」**

- 市民協働による豊かな地域社会の実現を目指すため、その実現に寄与する市民のまちづくり活動の支援及び推進を図るための拠点として設置されました。
- 施設の機能としては、①施設及び附属設備の提供、②まちづくり活動を行う者相互間の連携および交流の促進、③情報の収集及び提供、④相談、⑤人材の育成、⑥調査及び研究等

## **令和4年9月 協働のまちづくり指針、協働のアクションの策定**

- 分野を超えた連携を促進するため、多分野の活動を支援し、コーディネートする機能や交流の場づくりのため、市民、事業者、行政の多様な主体をつなぐ中間支援体制の強化が必要とされた。（P.6）
- 具体的な協働のアクションとして、「協働を理解するための取り組み促進（協働セミナーなど）」「地域リーダーの発掘及び育成」「各種補助金の活用促進」「市民ファンド・寄附金制度の充実」「自治振興会活動の支援」など、中間支援活動の体制強化が示された。（P.1～P.3）

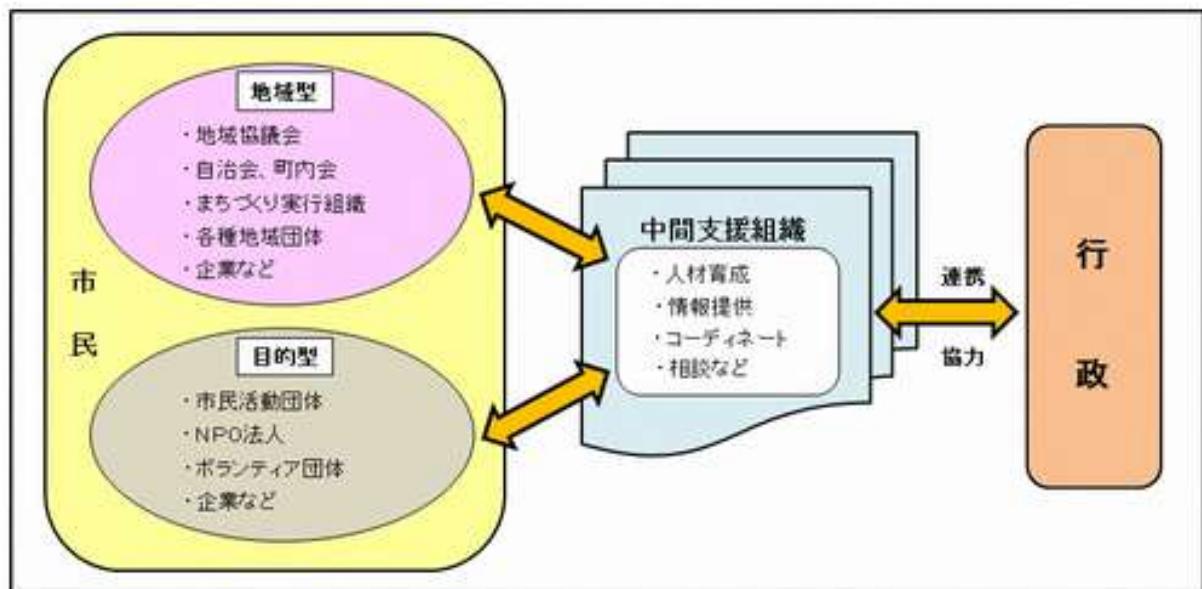
## 2. 中間支援について

### (1) 中間支援とは

中間支援とは、地縁型(地域コミュニティ)、ボランティアなどのテーマ型(アソシエーション組織)と市(行政)の間に立ち、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織です。

主な役割は、資源(人、モノ、カネ、情報)の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出(政策提言、調査研究)などです。

例えば、社会福祉協議会や商工会、農業協同組合、スポーツ協会、自治振興会なども中間支援機能を持っています。



### (2) 主な市民活動団体数(市内)

- 区・自治会 202団体
- 自治振興会 23団体(分会含め25団体)
- NPO法人 32団体
- ボランティアグループ 215団体

### (3) 具体的な支援

- ア. 情報提供業務 広報誌の発行やWeb媒体を活用した情報発信など
- イ. 組織運営サポート業務 相談・勉強会の開催など
- ウ. 人材育成業務 講座や研修会の実施など
- エ. ネットワーク形成業務 県外、県内市民活動センターとの情報交換など
- オ. 調査研究業務 市民活動推進のための基礎データの収集、提供など
- カ. 助成金等の活動助成業務

### 3. 現在の市民活動支援（中間支援）

#### （1）相談件数（主な相談内容）

令和元年度：10件（助成金情報）

令和2年度：24件（NPOの立ち上げ、団体の資金確保、関係機関の紹介）

令和3年度：63件（空き店舗の活用、起業、ひきこもり児童の保護者支援、市民農園の開園、市民活動団体の法人化、地域カルテのデータ更新、先進地事例の紹介）

令和4年度：79件（起業支援、子どもの居場所、市民農園、市民活動団体の法人化、地域カルテのデータ更新、団体同士のマッチング支援）

令和5年度：85件（助成金の情報提供、人手不足についての改善、情報発信、先進事例の調査、団体の紹介（マッチング）、法人の会計処理）

#### （2）市民活動講座等

令和元年度：－

令和2年度：オンライン会議のやり方講座

労務の基本セミナー

令和3年度：コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス講座

市民活動団体課題整理ワークショップ

地域におけるICT活用講座

プロボノセミナー

令和4年度：コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス基礎編、実践編

課題整理ワークショップ（その1、その2）

ファシリテーション講座

資金調達講座

ポスター&チラシ作成講座

令和5年度：インボイス制度講座

スタートアップ・まちづくりワークショップ

チラシ作成講座

労働者協同組合法講座

先進地視察（東近江市）

まちでつながるワークショップ

### (3) その他

- 令和元年度：－
- 令和2年度：まちづくりカレッジ（交流機会）
- 令和3年度：市民活動団体紹介動画の作成  
社会福祉協議会との情報交換（月1回程度）  
地域マネージャー支援
- 令和4年度：まちづくりカレッジ（交流機会）  
活動相談サロン  
地域への聞き取り活動
- 令和5年度：まちづくりカレッジ  
地域づくり屋台村  
地域マネージャー意見交換会
- ※フードドライブの実施、ボランティア・メンバー募集

## 4. 現状の課題

### (1) 市民活動支援としての課題

- ア. 職員の能力や専門的知識（規約制定、資金調達など）が不足している。
- イ. 支援メニューが不明確であり、ガイドラインやマニュアルなどがない。
- ウ. 中間支援の存在や提供する支援サービスの認知度が低い。
- エ. 相談支援ネットワークや各組織との協力関係が不十分である。
- オ. 中間支援の評価やモニタリングが十分ではない。

### (2) 組織としての課題

- ア. 専門性の継続と柔軟な対応

⇒行政組織では人事異動などにより、スキルやノウハウが蓄積されない。  
⇒行政ルールに基づく対応となり、柔軟な支援に課題がある。

- イ. 独立性と中立性の確保

⇒「地域、市民活動」と「行政」の間に立った支援を進めるうえで、行政  
主体の中間支援では、中立性、独立性が保てない。

- ウ. 効率性とイノベーションの促進

⇒民間とは異なり、行政による中間支援は競争原理が働きにくいため、効  
果的なプログラムやサービス提供が改善されにくい傾向にある。

- エ. 財源確保

⇒公共財源に依存しており、独自の資金源や収益モデルを構築できない。  
⇒寄附やスポンサーシップ、契約プロジェクトなどの資金調達への意欲が  
不足している。

- オ. 支援対象の偏り

⇒日常から職員が接することの多い地縁型（地域コミュニティ）組織への  
支援を重視し、ボランティアなどのテーマ型（アソシエーション組織）  
への支援が少ない傾向にある。

⇒施設来訪者を重視し、それぞれの地域で活動されている団体、個人にアウ  
トリーチによる支援ができていない。

## 5. 充実が期待される取り組み

※参考協働のまちづくり指針、協働のアクション等から抽出

支援		具体的な取り組み
1	市民活動支援 (テーマ型、アソシエーション型)	①人材育成（担い手育成） ②市民協働提案制度 ③スタートアップ支援 ④プロボノ事業の展開 ⑤人材バンク等（人材マッチング）の機会
2	自治振興会支援 (地縁型)	①人材育成（リーダー育成講座） ②自治振興会、区・自治会などのコミュニティ活動の運営支援（会計、税務、労務、指定管理等） ③円卓会議やワークショップ等の運営支援 ④情報ネットワーク構築支援（ＩＣＴ活用） ⑤コミュニティビジネスの展開（市からの業務委託を含む） ⑥地域支援員制度の充実 ⑦職員向け研修会
3	資金調達	①資金調達講座の開催 ②市民ファンドの創設、寄附金制度の充実 ③休眠預金の活用
4	情報収集・発信	①交流会、情報交換会の開催 ②情報誌の発行、ポータルサイトの運営 ③団体相互の活動紹介 ④調査、研究結果の公表、政策提言
5	活動拠点	①交流イベント ②サロン機能 ③資機材の利用

	支援	具体的な取り組み	既存事業名	現状	課題・改善点	今後、期待すること (委員の皆さんのご意見)	参考となる他団体の事業
1	市民活動支援 (テーマ型、アソシエーション型)	①人材育成(担い手育成)	・まちづくりカレッジ(R4) ・人材育成事業 ・市民活動団体課題整理ワークショップ(R4) ・相談業務	・活動へのきっかけ、活動の宣伝、メンバー募集に結び付いている ・活動の悩みや思いを共有できている。 ・活動団体の課題や担い手のニーズを可視化できる機会となっている。	・参加者が少ない。 ・相談を受ける側との継続的な関係性が築けていない。 ・相談員のスキルが不足しており、マニュアル等もない。 ・人事異動 ・事業の評価(成果)が見えない(活動へ反映されたか否か不明)	・何よりも相談を受けることが重要。相談のハードルを下げて広く聞くこと。分からぬことは調べて回答すればよい。関係性を構築する意識・行動が大事。 ・中間支援を行うにあたり、支援メニュー化が必要。何ができるのかを明確にし発信すること。 ・中間支援センター兼キャリアセンターとして、企業等との連携体制を構築するべき。 ・地域資源を発掘し、プロデュースする力が必要ではないか。 ・相談員スキルアップや知識の積み上げ、固定化が必要ではないか。	・NPO法人テダス「まちことアカデミー」 ・いのちのせき市民活動センター「市民活動スタッフパンク」
		②市民協働提案制度	・市民協働事業提案制度(市民テーマ型、行政テーマ型)	・令和5年度は3つ事業が採択済み ①地域資源の見える化 ②まちおこし音楽祭 ③甲賀にんじやロボコン	・伴走型とはなっていない。 ・イベント型が中心となり、継続性に課題がある。 ・行政側(担当課)の協働の意識が不足している。	・市が様々な事業をやりすぎており、自治の芽を摘み取っていないか。市民の自治、自立を促す姿勢が大切。市がとりあげる形にならないよう、活動者を支援すること。 ・市の各課で行っている協働を可視化すべき。	・草津コミュニティ事業団「ひとまちキラリ助成」
		③スタートアップ支援	・市民協働事業提案制度(スタートアップ枠、若者チャレンジ枠)	・今年度より募集開始 ・若者チャレンジ枠へ1件応募あり	・活動自体を広く市民が応援する仕掛けが必要。 ・制度の周知が不十分。		・府中市市民活動センタープラット「ちょっとプロボノ」
		④プロボノ事業の展開	・プロボノプロジェクト(R4)	・社会参加プラットフォーム「GRANT」を活用した新たな取り組み	・制度の趣旨や仕組みが知られていない。	・どのような企業も社会に必要とされており、少なからず社会貢献の意味や力がある。市内就業者も市民の一員であり、企業の力を地域づくりに活かすチャンスを提供すべき。	・いのちのせき市民活動センター「市民活動スタッフパンク」
		⑤人材バンク等(人材マッチング)の機会	未実施	—	・社協、商工会、JA、国際交流協会など他の中間支援組織を含めたマッチングの仕組みが求められている。	・「テーマ型の市民活動者を自治振興会、まちづくり協議会といふ協議体のテーブルにけさせることの大切さ」を意図してミックスさせる。	
2	自治振興会支援 (地縛型)	①人材育成(リーダー育成講座)	未実施	—	・定年延長等により、担い手の高齢化が進んでいる。特にリーダーを育てるだけでなく、リーダーを育てるリーダーの育成が必要ではないか。	地方分権、地域自治に関する基礎的な知識が必要であり、協働を実践、コーディネートする研修や鍛錬が必要である。	
		②自治振興会、区・自治会などのコミュニティ活動の運営支援(会計、税務、労務、指定管理等)	・自治振興交付金 ・地域マネージャー制度 ・指定管理制度(R5~)	・市民税の3%相当額(年額約1億6千万円)を市内23の自治振興会へ交付。 ・市雇用による地域マネージャーや市民センターにおける市職員が支援	・自治振興交付金が地域課題の解決など、有効活用できているとはいえない。 ・役員交代も多く、事務局体制の強化が必要である。 ・地域ごとで条件や組織体制が異なるため、支援には幅広い見知りとコミュニケーション力が必要。	・区・自治会の延長線上にあり、充て職や兼任になっていることが課題。地域全体で役職の見直しを図ることが必要。 ・地域の事業を重ねることで負担を軽減し、団体を交流させるような動きが必要。コミュニティ・スクール、高齢者育て分野等の円卓会議などをコーディネートする人材が必要である。 ・自治振興交付金の使途のチェック機能を働かせる必要がある。自治振興交付金は「中間支援」というよりは「行政事務」である。 ・地域に張り付いてるスタッフがいるのはよいが、一地域に一人専任ではなく、様々な専門分野の人材が必要。 ・指定管理となった拠点施設の活用について、アドバイスが欲しい。特に指定管理者が自立するため、クラウドファンディング等、資金調達のノウハウ等の支援を求める。	・静岡市「里山くらしLABO」全自治会、町内会アンケート、学区自治会連合会アンケート ・岡山県「NPO法人みんなの集落研究所」地域組織の見直し、話し合いのお手伝い ・NPO法人テダス「集落の教科書」
		③円卓会議やワークショップ等の運営支援	・ファシリテーション講座(R4)	・外部講師による年数回開催している。	・横つなぎを生み出すための場づくりが必要。 ・会議の進め方など基礎的な講座を継続的かつ頻繁に実施することが求められている ・円卓会議をコーディネートするスキルの不足	・ワークショップ、円卓会議のコーディネートも必要なが、その場だけではなく、次の活動につなげることが大事。活動者を継続的に徐々に巻き込むようなコーディネートが必要。 ・地域で「何かやりたい」と思っている人はいるが、自治振興会、まちづくり協議会が関わりにくい雰囲気をもっているのではないか。オープンな雰囲気づくりが大事。協議体とは何かを市がしっかりと周知し、運営ノウハウを提供すべき。 ・役員だけでなく地域資源(ひと、もの、カネ)を活動に引き込むことが重要。そのために、協議体の単位合わせ(学区域・町域等バラバラが現状)が必要。	
		④情報ネットワーク構築支援(ICT活用)	・地域コミュニティICT活用支援事業補助金 ・地域におけるICTの活用について(講座)	・ICT機器等の初期導入費用の補助を開始した。 ・地域情報化アドバイザーを招聘している。	・ハード購入支援ではなく、地域住民が保有しているデバイスを使ってお手軽にできることから始めるための支援が必要。(講師派遣など)	・区・自治会などは、情報伝達や組回覧、区費の集金など手間が多い。小さな単位(区や組など)でできることからデジタル化が図れるように支援メニューを提示してほしい。	
		⑤コミュニティビジネスの展開(市からの業務委託を含む)	未実施	—	・商工会や民間事業者との連携やマッチングなどを促進する仕組みが必要である。 ・社協、商工会、農協、国際交流協会など他の中間支援組織のコーディネーター同士の横つなぎ	・コミュニティビジネスを開拓するにあたり、税の申告や労務管理などの社会保険関連の知識を支援してほしい。 ・まる一むにおける知識にも限界がある。中間支援組織同士のラウンドテーブルが必要はないか。	
		⑥地域支援員制度の充実	・地域支援員制度(R3~) ・地域別グランドデザイン(R3~)	・自治振興会活動へ市職員が研修の一環として参加しています(6地域)	・研修制度終了後の関係性の継続が難しい。 ・地域別グランドデザインを支援する職員のスキル、モチベーションに大きな差がある。	・職員と地域との関係性が希薄であり、地元の職員は地元の活動などに積極的に関わり、そこで得た知識を政策形成に活かすべき。	・明石コミュニケーション創造協会「明石版協働術 いい仕事をするためのSpecialbook市民と一緒にするノウハウ集」
		⑦職員向け研修会	・協働のまちづくり職員研修会(R4) ・小規模多機能自治推進に関する研修会	・協働のまちづくり指針や自治基本条例、自治振興会制度への理解を深め、担当部局と市民との協働を前向きに捉えることができる職員はまだ多い。 ・自治振興会制度の趣旨が理解されておらず、地域の活動者に不安や不信を与えている。	・まちづくり基本条例の認知度は職員にも低いのではないか。協働と参画の理念は継続的に学び続ける必要がある。		

	支援	具体的な取り組み	既存事業名	現状	課題・改善点	今後、期待すること (委員の皆さんのご意見)	参考となる他団体の事業
3 資金調達		①資金調達講座の開催	・資金調達講座(R4)	・外部講師による講座を1回開催。	・資金調達に悩む団体は多く、多様な調達方法を学ぶ機会を頻繁に設ける必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金調達の支援は市が行うべきではないか。</li> <li>・資金調達の支援も必要だが、市民活動者を自治振興会につなぎ、自治振興交付金を有効に活用することも必要ではないか。</li> <li>・市では資金調達の知識やノウハウに限界がある。東近江市の三方よし基金のように外部機関で継続的かつ機動力ある制度が望ましい。軌道に乗るまでは行政の支援が必要。商工会、金融機関の支援も必要。</li> </ul>	・生活協同組合コープしが「できることづくり制度」
		②市民ファンドの創設、寄附金制度の充実	未実施	—	・既存のクラウドファンディングの活用方法や意義を広く周知する必要がある。 ・寄附やスポンサーシップ、契約プロジェクトなどの市独自の資金調達制度を検討する必要がある。		・「東近江三方よし基金」
		③休眠預金の活用	未実施	—	・ファイナンスに係る知識や金融機関との協力関係が必要不可欠。		・「東近江三方よし基金」
4 情報収集・発信		①交流会、情報交換会の開催	・まる一む運営協議会	・まちづくり活動センターを利用する団体の現状や施設の使い方についての意見交換を実施。	・施設利用団体の一部の交流に限られており、テーマ型、地縁型も含めてジャンルを超えた交流の機会を設けなければならない。	・自治振興会だけの交流会ではなく、様々な活動団体が交流できる機会を設定してほしい。	・まちづくりネット東近江「わくわくこらぼ村」
		②情報誌の発行、ポータルサイトの運営	・SNS (facebook) での発信	・講座や施設のお知らせ等を発信している。	・フォロワー数は伸び悩んでいる。 ・広報誌等の紙媒体がない。 ・独自のホームページ等がなく、支援メニュー等の一覧化ができていない。	・中間支援組織の認知度が低い。活動内容等をホームページ、SNSで頻繁に発信することが必要。 ・TikTokや動画を活用する等広い世代に届けられるようメディアミックスの考えが必要。	・草津コミュニティ事業団広報「コミュニティくさづ」 ・まちづくりネット東近江「にじまち」
		③団体相互の活動紹介	・活動紹介動画の作成、放映 ・登録団体カードの作成、掲示	・特定の団体と紹介動画を作成、放映している。 ・登録団体カードは紙ベースで掲示している。	・市民活動センター利用者に限らず、市全域の活動団体を紹介する必要がある。 ・地道に継続して、紹介しつづけることに意義がある。	・SNSが普及するなか、リアルにこだわらずとも市民同士がつながる時代になっている。まる一む来訪者ではなく、地域で草の根的に活動している人にフィーチャーしてほしい。	
		④調査、研究結果の公表、政策提言	未実施	—	・調査、研究テーマを決めていない。日々の業務に追われ中長期的目標で研究することができていない。	・中間支援の現場で市民の声を聞き、課題を政策提言する力が求められる。独立した中間支援組織だからできることではないか。	
5 活動拠点		①交流イベント	・まる一む交流スペース ・無料開放DAY ・フードドライブ	・交流スペースでは自由に市民活動団体が交流している。	・テーマ型、地縁型相互の交流を促進する場を意識して設けなければならない。 ・かしこまった場ではなく、団体の日常の活動内容が自然に目に入るような仕掛けが必要。	・まる一むの利用者も固定化していないか。利用の敷居があがっていないか。	・草津コミュニティ事業団「キラリエマツリ」
		②サロン機能	・市民活動相談サロン (R4)	・活動の悩みや思いを共有できている。 ・活動のきっかけとなり、協働で事業を実施することができている。	・相談員のスキルが不足しており、マニュアル等もない。	・相談員の知識に専門性が必要。例えば、ファシリテーションスキルや資金調達、コミュニケーションビジネスなど、芳でたスキルを日替わりで提供するなど、「幅広さ」が必要ではないか。	
		③施設の拠点機能、資機材の利用	・まちづくり活動センター運営 ・プロジェクト等の資機材の貸出	・会議、印刷、交流の場としての機能を持っている。	・拠点だけに限らず、資機材の貸し出しの実施など、市全域の市民活動を応援する仕組みへの変更が必要。	・一般市民への敷居を下げることが大事。誰でも迎える気概を持つこと、ルールを柔軟にすること、若者の話が聞ける職員の傾聴スキルが必要。	

## 6. 県内の状況

	名称	形態	拠点	収入	スタッフ	備考
県域	(公財)淡海ネットワークセンター	公設民営	有	県からの補助金	5年任期	助成金事業有、ワークコーナー有
	NPO 法人しが NPO センター	民設民営	無	民間からの委託事業費	10年以上	民間助成金事業受託
	NPO 法人まちづくりスポット大津	民設民営	有	民間からの寄付と民間からの委託事業費	5年以上	民間助成金事業受託
市域	NPO 法人大津市民活動センター	民設民営	有	指定管理料	10年以上	ワークコーナー有、スマートオフィス有
	(公財)草津コミュニティ事業団	公設民営	有	補助金・指定管理等	10年以上	助成金事業有
	(一財)ハートランド財団	公設民営	有	市からの資金	未確認	助成金事業受託
	たかしま市民交流センター	民設民営	有	指定管理	10年以上	ワークコーナー有、協働提案制度有
	ながはま市民協働センター	公設公営	有	長浜市	5年以上	ワークコーナー有、助成金制度有
	ひこね市民活動センター	民設民営	無	未確認	未確認	相談業務
	守山市民交流センター	公設公営	有	守山市	会計年度	助成金制度有
	野洲市市民協働室	公設公営	有	野洲市	未確認	
	甲賀市まちづくり活動センター	公設公営	有	甲賀市	会計年度	ワークコーナー有、協働提案制度有
	NPO 法人まちづくりネット東近江	民設民営	有	委託費・自主事業	10年以上	事業指定寄付制度有

## **県内組織の詳細（抜粋：聞き取り）**

### **(1) 公益財団法人 淡海文化振興財団（淡海ネットワークセンター）**

- 県域の中間支援組織
- 相談業務等の実施
- 助成事業「未来ファンドおうみ」
- 人材育成事業「おうみ未来塾」
- 情報交流誌「おうみネット」の発行

### **(2) 公益財団法人 草津市コミュニティ財団**

#### **(ア) 設立 昭和59年5月**

⇒草津市制30周年記念の一環として草津市が100%出資

#### **(イ) 役員構成 評議員（3名以上6名以内 任期4年）**

理事（6名以上10名以内 任期2年）

監事（2名以内 任期4年）

⇒市長、議長、市民団体、まち協、学識者、社協、弁護士、税理士

#### **(ウ) 職員数 48人（R5.4.1現在）**

#### **(エ) 事業内容**

- コミュニティの振興およびまちづくりに関する事業  
⇒まちづくり協議会等への支援も実施

○高齢者福祉および多世代交流に関する事業

○環境および公園緑地等に関する事業

○社会教育および文化・スポーツに関する事業

○公共施設の管理運営および関連事業

#### **(オ) 指定管理施設 9施設（出資会社による指定管理含む）**

### **(3) 認定NPO法人まちづくりネット東近江**

#### **(ア) 設立 平成23年（任意団体設立）**

平成24年8月 NPO法人設立総会

平成25年 NPO法人へ

平成30年 認定NPO法人

※市民活動を支援していた「東近江NPOセンター」が平成24年3月末で解散することとなったが、市としても市民活動を支援する組織を残ってほしいとの思いが強く、「まちづくりネット東近江」が誕生した。

#### **(イ) 役員構成 運営委員14名、監事1名**

⇒国際交流協会、市民団体、まち協、学識者、企業、市、社協

#### **(ウ) 職員数 4名**

(エ) 事業内容

- 市民活動の紹介
  - 交流の場の創出（「ひと」と「ひと」をつなげる場）
  - ラウンドテーブル会議（取り組むべき課題の抽出）
  - 情報発信（広報誌含）
  - パブリックアクセスの推進
  - 事業指定寄附制度
  - 基金との連携
  - 講座の開催など
- (オ) 運営費 東近江市より委託料（1, 400万円）  
会費、寄付、事業収入  
※団体の経費の大半が市からの委託料であり、その多くが人件費である。

**(4) まちづくりスポット大津**

- (ア) 設立 令和元年 11月 ※NPO法人設立は令和2年10月  
※大和リース株式会社が地域のNPOと連携しながら全国で展開。  
※開設当初は「しがNPOセンター」が協働運営
- (イ) 役員 理事6名（うち代表理事 2名） 監事 1名  
※代表理事は大和リース株式会社常務、学識者、市民団体代表者
- (ウ) 職員 6名（うち非常勤3名）
- (エ) 事業内容
- 市民活動のサポート
  - 講座やイベントの開催
  - ハッシュタグ大津京の運営
- (オ) 運営受託 大和リース株式会社が設置するハッシュタグ大津京

## 7. 中間支援に期待すること（※委員の意見まとめ）

### （1）市民活動支援（テーマ型、アソシエーション型）

- ①相談の入り口のハードルを下げ、敷居を下げることが重要である。
- ②現状でも相談窓口を設置しているものの、相談窓口の存在が市民や市民活動団体等に知られていない。どのような支援ができるかの具体的なメニュー化を図り、さまざまな機会を通じて、周知していく。
- ③市民協働事業提案制度を運用しているものの、職員に協働の考えが浸透していない。庁内各課が実施している協働事業や役割分担、将来の協働の可能性を可視化するとともに、定期的な研修を実施する。
- ④テーマ型の市民活動者、企業等を自治振興会、まちづくり協議会などの協議体（ラウンドテーブル）へ参画する動きを意図的にコーディネートする。
- ⑤行政職員では専門性の蓄積に限界がある。市民活動実践者など専門性の高い人材を招聘することで、専属の相談員のスキルアップを図るとともに、**市民活動等に係る人材育成に取り組む。**※人材育成の項目特出しが必要か。
- ⑥多様な「ひと」と「ひと」をつなぎ、紹介する力を蓄積、発揮するとともに、**市民活動の入口の敷居（ハードル）を下げる役割を担う。**

### （2）自治振興会支援（地縁型）

- ①自治振興会、まちづくり協議会の理念が浸透し、オープンな場であることを広く理解いただくため、市が継続して説明しつづける。
- ②本市における中間支援は、いわゆるテーマ型（アソシエーション型）、地縁型（地域コミュニティ）の双方をつなぎ、サポートを行う。
- ③区・自治会における従来の事業や役職の見直しを進めるため、アウトリーチで現場に入り、住民同士のワークショップ等を通じて対話のなかで方向性を導くことができる人材を配置する。
- ④テーマ型組織の集合体ともいえる自治振興会、まちづくり協議会がラウンドテーブルとして機能するために、円卓会議をコーディネートする人材を確保する。
- ⑤自治振興会制度および交付金のチェック機能は市行政がその役割を果たすべき（中間支援機能ではない）。税の使途としてのチェック機能を強化する。
- ⑥指定管理施設における施設管理やコミュニティビジネスを展開するにあたり、税の申告や労務管理などの手法を学ぶ研修会や勉強会を開催する。
- ⑦区・自治会における情報伝達などのデジタル化を支援する。
- ⑧職員が地域活動に積極的に関わり、そこで得た知識を政策形成に活かすための制度を運用し、取り組みとして定着させる。
- ⑨ご近所福祉協議会や地域学校協働活動（本部）などの地域の様々な協議体が連動し、一体的に運営なされるような支援を行う。

### (3) 資金調達

- ①市では資金調達の知識やノウハウに限界がある。商工会、金融機関の協力を得ながら、外部機関で継続的かつ機動力のある支援および基金制度等を構築する。
- ②様々な市民活動団体等を自治振興会、まちづくり協議会につなぎ、自治振興交付金を有効活用できるようにコーディネートを行う。
- ③資金調達の手段のひとつである市民協働事業提案制度については、中間支援組織が市民と行政の間に立ち、コーディネートを行うスキームとする。
- ④「プレゼント型」の交付金、補助金から、「ビジネス型」の資金調達、業務委託へのシフトを図る。
- ⑤「寄附を集めたい人」と「寄附をしたい人」を相互に応援できる仕組みを構築する。

### (4) 情報収集、発信

- ①市内の自治振興会、まちづくり協議会、市民活動団体の活動内容を発信するとともに共有の機会をつくります。
- ②市内の様々な団体の活動内容や支援メニューについて、インターネット等(ホームページ、SNS、動画等)で、タイムリーかつ積極的に発信する。
- ②まちづくり活動センターの利用者に限ることなく、アウトリーチで市内の市民活動団体の把握に努め、活動者の情報を蓄積、共有する。
- ③中間支援の現場で把握、認知した課題を調査し、政策提言等に結び付ける。

### (5) 活動拠点

- ①まちづくり活動センターを市民活動団体の拠点と位置づけ、各団体が会議や作業をするスペースや機会を設け、気軽に集えて相談がしやすい場所、雰囲気を醸成する。
- ②一組織だけで解決できる相談はない。様々な中間支援組織（社会福祉協議会、商工会など）とのネットワークを構築し、定期的なラウンドテーブルを設けることで、様々な相談に対応する。
- ③相談員の専門性が必要である。ファシリテーションスキルやファンドレイジング、コミュニティビジネスに精通した人材を確保する。
- ④各種団体や人材の事業、活動内容をデータベース化し、マッチングを図る機能を設ける。

## 8. めざすべき中間支援組織のあり方

### (1) 目的

(イメージ)  
どのような社会を創りたいか  
どのような地域を創りたいか  
対話を大切にする

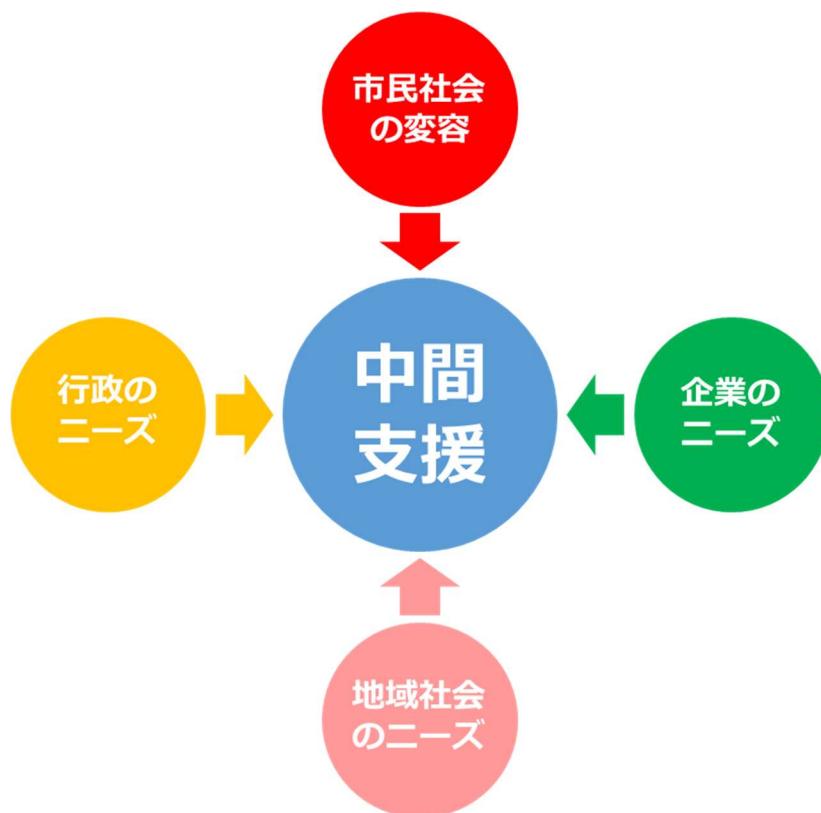
#### 市民の「社会的課題の解決」を支援し「新たな価値」を創造する

地域課題・社会課題は、複雑化、多様化、複合化し、一事業者、一機関のみで対応することは難しくなりつつあり、個々の団体を支援したり、つないだりする機能が重要になっています。また、人口減少・高齢化などにより、担い手や財源が多くの市民活動の現場で不足し、分野横断により相乗効果を生み出せる活動や、既存のリソースを分散できる活動が期待されています。

このようななか、国においては、「地域共生」「孤独・孤立」「小さな拠点」「地域運営組織（RMO）」「エリアマネジメント」「コミュニティ・スクール」「多文化共生」など、各省庁が様々な分野で多主体連携（多様な主体の連携）による課題解決の仕組みづくり進められており、本市において、これらを分野横断で持続的かつ継続的に推進するのは、甲賀市まちづくり活動センターの役割といえます。

甲賀市まちづくり活動センターは、地域や社会の課題を可視化し、資源提供やネットワーク構築を通して「社会課題の解決」を促進し、異なる分野の連携を促し、持続可能な新しい事業や社会システムを構築、提言する「新たな価値」を創造します。

※市民・・・甲賀市まちづくり基本条例第2条に基づき、市内に居住する人、市内に通勤若しくは通学する人  
又は市内で事業若しくは活動を行う個人、企業、事業所若しくはその他の団体をいいます。具体的には地域コミュニティ（自治振興会、区・自治会）、市民活動団体（N P Oなど）、民間事業者（企業、農業者、金融機関など）のことです。



## (2) 中間支援に求める機能

- ①相談、助言
- ②マッチング
- ③資金調達（助成）
- ④人材育成
- ⑤拠点
- ⑥情報収集・発信
- ⑦政策提言、調査

※15ページから16ページを基に再構成する

## (3) 運営方法 ※まちづくり活動センターまるーむの運営

「施設運営」機能と「支援」機能は、別個の機能と考える。

- ①支援機能：「市直営」から「独立した組織」に委託することで、支援の専門性、継続性を高める。ただし、自治振興会制度や交付金については引き続き行政が主体的に関与していく。
- ②施設運営：「市直営」から「指定管理」に移行する

## (4) 運営体制

### ア. 支援機能

- ①「コーディネート力」「専門性」を重視し、まちづくり、ボランティア等の実務経験を資質として求める。（まちづくり推進員→コーディネーター）  
※専門性・・・ファシリテーション、資金調達、コミュニティビジネスなどに加えて、多様な人材とつながりがあること。行政経験は不要。
- ②必要な人材については、準備段階から時期を逸することなく、積極的に起用していく。
- ③コーディネーターは「多くの活動者を知っていること」が重要であり、県域および他市町で実務経験を持つ人材を招聘することも選択肢とする。（助走期間における外部からのコーチングも検討）
- ④中長期的な雇用を担保することで、ノウハウ、ネットワークを蓄積するとともに、同時にアドバイザー等による人材育成を進める。
- ⑤独立した中間支援組織が恣意的な事業、体制とならないよう、一定の距離間を取りつつも、行政は関与しつづける。（ガバナンス等のチェック機能の充実）
- ⑥まちづくり活動センターは市内の中間支援組織のハブとなる役割も担う。
- ⑦市は、まちづくり基本条例第20条に基づき、市民活動支援の一環として、中間支援組織を継続的に支援（財政的、人的）していく。
- ⑧コーディネーターを中心として、まちづくり活動センターを中間支援組織として、令和9年度に独立（法人化）することを目標とする。

「中間支援組織」と「市役所担当課（市民活動推進課）」の違い（例）

アイデア出し、新規事業の検討、関係者紹介（つなぎ）、資金調達、法人経理の処理、会議技術、広報・ホームページ作成スキル、税務処理、人事雇用…中間支援組織  
自治振興交付金の使途、公的課題の解決（行政各課との調整）、法的制限の相談…市

## イ. 施設運営

- ①支援機能も同時に担える組織、団体が受託することが望ましいが、別団体によるジョイントベンチャーも可能とする。
- ②施設利用者、非利用者も含めて、公平公正な施設利用が促されるよう、第3者等を含む施設管理委員会を設ける。

（参考）まちづくり活動センターの運営体制

支援機能	担当主査1名、まちづくり推進員2名（計3名程度）
施設運営	担当係長1名、事務員2名（計3名程度）

## 提言に向けた考え方（案）

### （1）基本的事項

現在のたたき台をベースとしたうえで、各委員の知見を集約する。

### （2）今年度のスケジュール

- |        |   |
|--------|---|
| 8月～11月 | ・中間支援組織についての知識および事例を学ぶ<br>⇒複数回の勉強会、視察先を検討。<br>⇒講師、視察先については未定。ご意見もいただきたい。<br>⇒勉強会において、中間支援組織のコアメンバー（理事的立場）となる人材を集めることも狙いである。 |
| 12月～2月 | ・各委員の知識、意見を本提言書に組み込む<br>⇒組織のイメージ、人員体制、スケジュールの明確化  |
| 3月     | ・提言「甲賀市におけるこれからの中間支援組織のあり方」   |